

中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業 補助金申請の手引き

1 事業の概要

岡山県への若者の還流・定着及び県内中小企業の人材確保を図るため、東京圏（1都3県：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）からI J Uターン就職した若手社員の奨学金返還を支援し、県とともにUターン就職等に取り組む中小企業（※）に対し、当該企業の負担額の一部を補助します。

※中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者等

（1）補助対象企業

以下のいずれも満たす中小企業

- ①県内に主たる事業所を有する、又は県外に主たる事業所があるが県内に勤務先を限定した採用を行っていること
- ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること

（2）補助対象企業に努めていただくこと

補助対象企業には、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めていただきます。

【参画する取組例】

- ・東京で開催する大学生や若手社会人を対象とした合同就職面接会への参加
- ・東京支店などでのインターンシップ実施
- ・ネット採用面接の実施

（3）支援対象者

補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

- ①補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者
- ②採用直前（6か月以内）まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者
- ③正社員である者
- ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ⑤他団体から重複して奨学金返還支援を受けていない者
- ⑥県内の事業所等に勤務している者
- ⑦35歳未満の者（補助金申請年度末時点）

（4）補助対象期間

支援対象者1人につき、採用後6年（72か月）間

（5）支援対象者1人当たり年間補助額

支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額

(6) 事業実施期間

平成30年度～令和3年度

※補助金の最終支払年度は、令和3年度途中採用者に係る72か月後の令和9年度までとなります。

2 補助対象企業の要件等

(1) 補助対象となる中小企業

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（会社（※）及び個人）又は中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める中小企業者で、具体的には下表のとおりです。会社以外の法人は対象としておりません。

（※）会社…株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社

<中小企業者の範囲> 業種に応じて①又は②を満たすもの

業 種		①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員数
中小企業基本法第 2条第1項	製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
中小企業信用保険 法施行令第1条第 2項	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

(2) 補助対象とならない場合

ア 国又は地方公共団体が出資している企業

イ 法令違反、反社会的、税の滞納があるなど補助金を交付することが適切でない以下の項目の一つでも該当する場合は補助対象となりません。

- ① 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令違反がある。
- ② 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に掲げる暴力団員等
- ③ 性風俗関連特殊営業など、風俗上好ましくないもの
- ④ 交付申請日時点で倒産している。
- ⑤ 交付申請日の前日から過去1年間に、岡山県の補助金について、不正受給処分（不支給措置）がとられている。
- ⑥ 岡山県税の滞納がある。

(3) 県内に主たる事業所を有する、又は県外に主たる事業所があるが本県に勤務先を限定した採用を行っている中小企業とは

補助対象とするのは県内に主たる事業所を置く中小企業又は主たる事業所は県外にあります。本県に勤務先を限定した採用を行っている中小企業とします。

(4) 従業員への奨学金返還支援制度を設けているとは

従業員に対する奨学金返還支援制度は、就業規則、社内規程など、文書で明確に定められている必要があります。ただし、従業員への貸付金の場合には本事業の対象となりません。

(5) 県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めるとは

県では、中小企業とともにUターン就職等に取り組んでいきたいと考えており、例えば、次のような、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めていただくことを想定しています。

(参画する取組例)

- ・ 東京で開催する大学生や若手社会人を対象とした合同就職面接会への参加
- ・ 東京支店などでのインターンシップ実施
- ・ ネット採用面接の実施

3 支援対象者の範囲

(1) 補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者とは

本事業は、まず、中小企業に返還支援制度を創設いただくことが必要であり、創設後に採用された従業員を支援対象としています。返還支援制度の創設前に採用された従業員は対象となりません。

(2) 採用直前（6か月以内）まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者とは

本事業は、東京圏からのI J Uターン就職者を支援対象としていることから、東京圏に在住又は通勤、通学していた日の属する月の翌月から6月以内に補助対象企業に採用される必要があります。

(3) 正社員である者とは

雇用期間の定めがなく、補助対象企業に、正社員や短時間勤務正社員など多様な正社員として勤務している者としします。

(4) 日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者とは

機構の奨学金を返還予定又は返還している者で、対象者の学歴は問いません。

例：大学、大学院、短大、高専、専修学校専門課程の卒業者、中退者

(5) 他団体から重複して返還支援を受けていない者とは

本制度の対象である日本学生支援機構の奨学金について、市町村等他団体が創設している返還支援制度などとの併用はできず、いずれかの制度を選択していただく必要があります。

(6) 県内の事業所等に勤務している者とは

県内の営業所又は事業所などに勤務している者としします。

(7) 35歳未満の者とは

補助金交付申請を行う年度末（3月31日）時点の年齢が35歳未満の者とします。

(8) その他

ア 事業主と同居している親族は本事業の対象となりません。ただし、①事業主の指揮命令に従っていることが明らかである、②勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合は対象となり得ます。

イ 取締役等、事業主と利益を同一にする地位にある者は、本事業の対象となりません。

4 補助対象期間

(1) 支援対象者1人あたりの補助対象期間

県内の事業所等に勤務した期間で、当該企業採用後満6年となる日の属する月までを補助対象期間とします。

(2) 年度途中採用者の取扱い

採用された日の属する月を1か月目とし、6年（72か月）間を補助対象期間とします。

5 年間補助額

- ① 支援対象者の年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のうち低い方の額
- ② 千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てた額とします。

<参考>

【従業員の年間返還額と企業支給額に応じた県負担分と本人負担額の例】

ケース	従業員の 年間返還額	企業支給額		本人負担額	
		企業負担分 (1/2)	県負担分 (1/2)		
ケース1	20万円	20万円	11万円	9万円（上限額）	なし
ケース2	20万円	14万円	7万円	7万円	6万円
ケース3（上記例）	18万円	18万円	9万円	9万円	なし
ケース4	18万円	16万円	8万円	8万円	2万円
ケース5	12万円	12万円	6万円	6万円	なし
ケース6	12万円	8万円	4万円	4万円	4万円

6 交付に係る手続き

(1) 問い合わせ・申請書類提出先

岡山県中小企業団体中央会（〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号）

TEL：086-224-2245

FAX：086-232-4145

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（様式第2号）
 - ② 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類（補助対象企業として届出した際と変更がない場合は、提出の必要はありません。）
 - ③ 従業員名簿又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類の写し
 - ④ 支援対象者の雇用契約書又は雇入通知書の写し
 - ⑤ 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ⑥ 支援対象者の住民票の写し
 - ⑦ 支援対象者が通勤、通学していた場合、退職証明書、卒業証明書など、東京圏で通勤、通学していたことを証明する書類（初回申請時のみ）
 - ⑧ 機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
 - ⑨ 岡山県税の納税証明書など岡山県税に滞納がないことを証明するものの写し
- ※ 要領と一緒にお渡しする必要書類確認表も添付してください。

(3) 変更承認申請

年度途中に支援対象者の増減があった場合、又は支給する手当等の額の増減があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、変更承認申請を行ってください。

※ 要領と一緒にお渡しする必要書類確認表も添付してください。

7 交付決定

提出された書類により審査を行い、予算の上限に達するまで交付決定を行います。

8 事業進捗状況報告、実績報告、請求

交付決定を受けた全ての支援対象者への支給額について、当該年度の2月末までに、事業進捗状況報告書に、

- ① 支給額がわかる書類(手当等を支払った全ての月の「給与明細書」「賃金台帳」の写し等)
- ② 支援対象者が返還した奨学金額がわかる書類（日本学生支援機構が発行する「奨学金返還証明書」又は返還額が引き落とされた通帳の写しなど）

を添付して提出してください。

2月末までの支給状況及び3月分の支給予定額を確認後、補助対象企業からの請求に基づき補助金を交付します。

また、3月分の支給額が確定した後、概ね2週間以内又は3月31日(中央会が休みの場合は、直前の休みでない日)のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)を提出してください。

※ 要領と一緒にお渡しする必要書類確認表も添付してください。

9 不正受給の取扱い

故意に事実と反する申請を行う等により、補助金の不正受給を行った場合は、不交付とするか又は交付を取り消し、既に交付した補助金については、補助対象企業が返還の義務を負います。

10 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業に関するQ & A

Q 1 岡山県出身者以外でも対象となるか。

A 1 本県へのI J Uターン就職者を対象としており、対象となります。

Q 2 初年度は県内勤務だったが、2年目は県外勤務となった場合、対象となるか。

A 2 県内事業所等への勤務期間のみが補助対象となります。県外勤務期間は補助対象外となりますが、補助対象期間の6年間のカウントはします。

Q 3 補助対象期間内に退職した場合、どうなるのか。

A 3 退職した日までに返還した奨学金を補助対象とします。

Q 4 大学と大学院で奨学金を借り入れている場合、どうなるのか

A 4 大学と大学院で借入した金額の合算が対象となります。

Q 5 奨学金返還に係る利子も補助対象となるのか。

A 5 利子も対象となりますが、県の補助上限額は、有利子・無利子とも差はありません。

Q 6 奨学金を滞納した場合、どうなるのか。

A 6 正当な理由なく滞納した場合は、補助を打ち切ることがあります。

Q 7 奨学金の返還が猶予された場合、どうなるのか。

A 7 猶予期間は補助を受けられません。

Q 8 奨学金の返還が免除された場合、どうなるのか。

A 8 免除された場合、補助対象外となります。

Q 9 日本学生支援機構以外の奨学金返還を行っている従業員への返還支援を行った場合は、本事業の対象となるか。

A 9 なりません。ただし、企業が同機構以外の奨学金返還を行っている従業員への支援を行うことを妨げるものではありません。

Q 10 従業員が手当等として支給された額は、源泉徴収の対象となるか。

A 10 他の手当等と同様に、源泉徴収の対象となり得ます。詳しくは、所轄税務署にお問い合わせください。

Q 11 事業主の親族は、対象従業員となるか。

A 11 原則として、事業主と同居している親族である従業員は対象となりません。ただし、①事業主の指揮命令に従っていることが明確で、②勤務時間や賃金の支払い等が他の従業員と同様であることが確認できる場合は、この限りではありません。

Q12 年度の途中に全額繰上げ償還を行った場合の補助額はどうか。

A12 全額繰上げ償還を行った月までの支給額を補助対象額としますが、補助の上限は1年分です。

Q13 会社以外の法人は対象にならないとあるが、具体的にはどのような法人か。

A13 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）などは、対象になりません。

Q14 実績報告の際に、従業員が実際に奨学金を返還していることを証明する書類を添付する必要はあるか。

A14 支援対象者が返還した奨学金額がわかる書類（日本学生支援機構が発行する「奨学金返還証明書」又は返還額が引き落とされた通帳の写しなど）の添付が必要です。

Q15 補助金の交付決定を受けた後、年度途中で、新たに支援対象者を採用した場合や退職があった場合は、どうすればよいか。

A15 変更承認申請（様式第4号）を提出する必要がありますので、速やかに中央会へ連絡してください。

Q16 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する「常時10人以上の労働者を使用する使用者」に当たらず、就業規則の作成及び届出義務がないため、就業規則等の作成はしなくてもよいか。

A16 法律上の就業規則の作成義務はありませんが、補助金の申請をされる場合は、就業規則又は賃金規程などの支給根拠がわかる書類の提出が必要です。

11 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業に係る規程等について

本事業の補助を受けるためには、奨学金返還支援制度について社内規程を作成していただくか、既存の「就業規則」または「賃金規程」に奨学金返還支援に係る手当等の条項を追加していただくことが必要です。

規程の作成にあたっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、金額等を記載していただく必要があります。

つきましては、制度の「社内規程」又は「就業規則」における追加規程について、次のとおり例示しますので、ご活用ください。

1 「社内規程」を設ける場合

【参考例】支援制度規程

奨学金返還支援制度規程

株式会社 ○○○○

（目的）

第1条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

（奨学金返還支援制度）

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して、会社がその返還額の一部を補助するために、毎月の給与で手当として支給する制度のことをいう。

（支援制度の対象者）

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- （1）就業規則第○条に定める正社員であること。
- （2）支援制度を創設後、採用された者
- （3）採用直前（6か月以内）まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者
- （4）日本学生支援機構の奨学金を返還中の者
- （5）就職後6年以内の者
- （6）35歳未満の者
- （7）第4条の書類を提出した者

（支給対象）

第4条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

- （1）奨学金等の借入総額及び返還計画がわかる書類
- （2）入社した月における奨学金等の借入残高がわかる書類

2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。

3 支援対象者は、返還計画の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（〇〇手当）

第5条 奨学金返還額の一部を、「〇〇手当」として毎月の給与で支給する。

2 〇〇手当は、月額〇〇、〇〇〇円とする。

（支給期間等）

第6条 〇〇手当は、入社した月から、入社した月を1か月目とし、〇〇か月目となる月まで支給する。

（支給の停止等）

第7条 〇〇手当は、日本学生支援機構への奨学金の返還が確認できない場合、該当期間の支給を停止する。

（その他）

第8条 本規程を変更する場合は、事前に社員に対して通知する。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

第2条 この規程の対象は、令和4年3月31日までに入社した者に限る。

- ※ 事業所の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいても構いませんが、県の補助金の支給には、「支援対象者」について一定の要件があります。
- ※ 次の2のとおり、「就業規則」に規程を設けたうえで、詳細について「社内規程」で定めることも可能です。

2 「就業規則」において定める場合

【参考例】就業規則に追加する手当等条項

(奨学金返還支援手当)

第〇〇条 奨学金返還支援手当は、東京圏からのU I J ターン就職者であって、奨学金を返還中の者に対し、支給する。

月額 〇〇、〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

- ※ 事業所の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいても構いませんが、県の補助金の支給には、「支援対象者」について一定の要件があります。

「就業規則」については、労働基準法第89条により、常時10人以上の労働者を使用する事業場において作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければならないとされています。「就業規則」を変更する場合も所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

【参考】

「就業規則」については、厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されています。

www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/model/index.html

「社内規程」や「就業規則」等の作成については、随時、下記までお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

岡山県中小企業団体中央会

〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号

TEL : 086-224-2245

FAX : 086-232-4145

中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、若者の岡山県への就職促進及び中小企業の人材確保を図るため、岡山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業の取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中小企業の範囲)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める中小企業者で、次の表のとおりとする。ただし、国又は地方公共団体が出資している企業は中小企業に含まない。

＜中小企業者の範囲＞ 業種に応じて①又は②を満たすもの

業 種		①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員数
中小企業基本法 第2条第1項	製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
中小企業信用保 険法施行令 第1条第2項	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービ ス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

(補助対象企業)

第3条 本事業の補助対象企業（以下「補助対象企業」という。）は、以下の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する、又は県外に主たる事業所があるが県内に勤務先を限定した採用を行っている中小企業
 - (2) 支援対象者となる従業員への奨学金返還支援制度（以下「返還支援制度」という。）を設け、手当等として奨学金返還のための金銭を支給する中小企業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 労働関係法令に違反しているもの
 - (2) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に掲げる暴力団員等

(3) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

3 補助対象企業は、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めること。

(補助対象企業の届出)

第4条 補助対象企業は、返還支援制度を創設した場合、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援制度創設届出書(様式第1号)に、就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類の写しを添えて、中央会に提出しなければならない。

(支援対象者)

第5条 本事業で補助の対象となる従業員(以下「支援対象者」という。)は、補助対象企業に勤務する従業員で、以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者
- (2) 東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に在住又は通勤、通学していた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、補助対象企業に採用された者
- (3) 雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金を貸与された者で、その奨学金を返還予定又は返還中である者
- (5) (4)の奨学金について、他団体から重複して返還支援を受けていないこと。
- (6) 県内に所在する事業所等に勤務していること。
- (7) 申請日の属する年度末において、35歳未満であること。
- (8) 補助対象企業が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる会社を含む。)である場合は、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(事業実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、平成30年度から令和3年度までとし、各年度から最長6年(72か月)間補助を行う。令和4年度以降に採用された従業員を対象とした補助は行わない。

(補助金の申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象企業は、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類(補助対象企業として届出した際と変更がない場合は、提出の必要はない。)
- (2) 従業員名簿又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類の写し
- (3) 支援対象者の雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (4) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 支援対象者の住民票の写し
- (6) 支援対象者が通勤、通学していた場合、退職証明書、卒業証明書など、東京圏で通勤、通学していたことを証明する書類(初回申請時のみ)
- (7) 機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
- (8) 岡山県税の納税証明書など岡山県税に滞納がないことを証明するものの写し
- (9) その他中央会が必要と認める書類

2 補助対象企業が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しよう

とする場合において、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業事前着手届（様式第3号）を中央会に提出したときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の4月1日より前に遡ることはできない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、中央会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象企業は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第11条 補助対象企業は、事業の内容を変更しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を中央会に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 補助対象企業は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を中央会に提出しなければならない。

3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業遂行の義務）

第12条 補助対象企業は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象企業は、事業進捗状況の報告を求められた時は、中央会が別に定める期日までに、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金事業進捗状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 中央会は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助対象企業は、補助事業が完了したときは、中央会が別に定める日までに、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。

（1）給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

（2）支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類

（3）その他中央会が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容（ただ

し、第 11 条第 3 項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象企業に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 中央会は、補助対象企業が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 中央会は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 17 条 中央会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助対象企業に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 18 条 中央会は、第 12 条第 3 項により事業進捗状況の確認を行った後又は第 14 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象企業に対し支払うものとする。

2 補助対象企業は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援事業補助金請求書(様式第 8 号)により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 19 条 補助対象企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 20 条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、正本 1 部、副本 1 部の 2 部とする。

(補則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 6 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 2 日より施行する。

別表第1(第6条関係)

補助対象経費	補助対象企業が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給することを就業規則又は賃金規程など文書で明確に定めて支給した手当等
補助対象期間	県内の事業所等に勤務した期間で、採用後6年以内(補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、72か月目となる月まで)とする。
補助率	2分の1
補助限度額	補助金の交付申請を行った年度に支援対象者が機構に返還する額の範囲内で補助対象企業が支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額を上限とする。